

●東京圏等移住支援事業支援金要件 東京23区を除く東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県に在住・通勤の場合

| 種類                |  | 対象者  | 各種要件   | 支援金の額   |
|-------------------|--|--|--|---|
| やまぐち創業補助金         | 創業   | 山口県内において創業を行おうとする個人<br>※交付要領、事業計画書様式等は公益財団法人やまぐち産業振興財団のHP参照  | ・「社会性」「事業性」「必要性」の要件を満たす事業（社会的事業）の創業であること<br>※公募スケジュールあり  | やまぐち創業補助金<br>最大200万円                                  |
| 東京圏等移住支援事業<br>支援金 |  | (1) 移住元に関する要件<br>次に掲げる事項の全てに該当すること   | (創業) 次に掲げる事項の全てに該当すること。<br><br>・公益財団法人やまぐち産業振興財団から、やまぐち創業補助金の交付決定を受けていること。<br>・申請時において、創業補助金の交付決定を受けてから1年以内であること。  | 移住支援金<br>2人以上の世帯：50万円<br>単身：30万円<br>※18歳未満1人につき50万円加算 |
|                   |  | 就業   | ・転入する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区を除く東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県に在住していたこと。<br><br>・転入する直前に、連続して1年以上、東京23区を除く東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県への通勤をしていたこと（ただし、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県への通勤の期間については、住民票を移す3か月までを当該1年の起算点とすることができる。）。<br><br>・ただし、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県の大学等へ進学し、東京圏、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県又は福岡県の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。 |   |
| テレワーク             | (2) 移住先に関する要件<br>次に掲げる事項の全てに該当すること。<br><br>・周防大島町に転入したこと。<br><br>・補助金の申請の際、補助金対象者を含めた世帯の構成員がいずれも転入後1年以内であること。<br><br>※その他の世帯の構成員などに関する要件あり<br>(要綱を参照のこと) | (テレワーク) 次に掲げる事項の全てに該当すること。<br><br>・所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。<br>・地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。 |  |   |